平成28年11月5日 発行 第23号



医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

鈴 木 秀 廣

## 地域別最低賃金が引き上げられました!

平成28年10月1日から茨城県最低賃金が771円に引き上げられました。パートタイマーや嘱託など雇用形態に関係なく、最低賃金を下回ることはできません。

【最低賃金額以上かどうか確認する方法】

- ・時間給制の場合 時間給≥最低賃金(時間額)
- ・日給制の場合 日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)
- ·月給制の場合 月給 ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間≥ 最低賃金(時間額)

### 【賃金から除外する手当等】

- ・臨時に支払われる結婚手当など
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賞与
- · 時間外割増賃金(早出·残業)
- ·休日割増賃金(休日出勤)
- ・深夜割増賃金(22:00~翌朝5:00の労働時間)
- ・精皆勤手当、通勤手当および家族手当



医療労務管理アドバイザー (特定社会保険労務士)

高 橋 勉

#### Q. 医師の宿日直には当局の許可までは不要ですよね?

A. いいえ、医師などに宿日直勤務を行わせる病院は、管轄の労働基準監督署長から許可を得なければなりません。今年の夏、千葉県と埼玉県の県立病院が無許可での宿日直状態を「労働新聞」(平成 28 年 8 月 29 日号) に報じられています。

厚生労働省は宿日直の許可基準として「病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意 患者の定時検脈」など軽度の業務に限定しています。宿日直勤務者が救急医療などの通常業務を行うことは 許されず、許可を得るための重要なポイントは、「軽度の業務と通常業務の区分」となります。医療提供の 停滞は許されません。そのためにも、事前の労働基準監督署への相談、もしくは当センターへご連絡ください。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

# 茨城県医療勤務環境改善支援センター (茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116 http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp